

静岡城北高等学校 部活動に係る方針

平成31年2月1日
令和4年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和7年4月1日改定

I 本校の部活動の活動方針

(1) 部活動の意義

明治36年(1903年)の開校以来多くの生徒が自己実現のため部活動に取り組んできており、以下のような意義や役割を持つ学校教育活動の重要な柱の一つと言えます。

- ア 部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること。
- イ より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること。
- ウ 生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができること。
- エ 目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する人材の育成に資するものであること。

(2) 部活動を通して育てる生徒像

本校の教育目標「『高き希望』を持って学び続け、社会をよりよく生きる人の育成」を達成するために、本校では部活動を通して以下の資質・能力を育成します。

ア つながる力

地域社会及び国内外に広く目を向け、部活動を通して地域や社会に貢献し、次代を担う人としての使命感・責任感を育成する。

イ みつける力

自他の生命の尊重と他人を思いやる心、自然を大切にする心を育成するとともに、人として基本となる挨拶・身だしなみ、礼儀・マナー、規範意識を育成する。

ウ 考える力

部活動での様々な活動を通して、自己の将来や人としての在り方生き方を考える力を育成する。

エ 行動する力

部活動を通して主体性、協調性、自己表現力、忍耐力を育成する。

2 本校の部活動の種類

(1) 運動部(10部)

女子ハンドボール、男子ハンドボール、体操、女子バレーボール、男子バスケットボール、男子サッカー、男子テニス、女子テニス、陸上競技、弓道

(2) 文化部(10部)

演劇、美術、書道、ホームメイキング、箏曲、ギター、吹奏楽、パソコン、煎茶華道、英語

3 部活動への加入・登録等

(1) 加入・登録は自由とします。

4 各部の活動

(1) 基本方針

「部活動の意義」及び「部活動を通して育てる生徒像」を踏まえ、各部活動で活動方針、活動計画等を作成しホームページ等で保護者に周知します。

(2) 活動計画及び活動時間

各部活動の目標や特性を踏まえ、部活動ごとに設定します。

ア 活動計画

- α 年度末または年度当初に年間の活動計画を作成します。
- β 平日1週間あたり1日、週休日は少なくとも1日以上以上の休養日を設けることを原則としますが、直近に大会・コンクールがある場合には活動を行う場合があります。

イ 活動時間

- α 練習は平日3時間程度、週休日は4時間程度とする。
- β 週休日の練習試合、大会・コンクール等については、主催団体・運営組織の要項に従って活動します。

(3) 運営経費

ア 生徒会予算

活動に係る経費を、各部活動の人数や部活動の特性に応じて予算化しています。

イ 部費

必要に応じて徴収します。定期的に徴収する場合は、年度末に会計報告をします。

5 部活動指導者

- (1) 各部活動に複数人の顧問を配置します。
- (2) 顧問は随時、指導者研修会等に参加し、資質向上を目指します。
- (3) 必要に応じて専門的知識・技術を有する地域の外部指導者の活用をします。

6 保護者の協力

活動に対する保護者の理解を得るとともに、連携を図ります。

7 学校としての部活動運営体制

(1) 安全と危機管理体制

ア 施設設備の安全管理はもとより、生徒が自らがや事故から守る安全教育を行います。

イ 部活動中のけがについては日本スポーツ振興センター、静岡県高等学校安全振興会からの医療給付金を受けることができます。

(2) 体罰の根絶に向けた取組

顧問が生徒の人間性や人格を否定することがないように日頃から意識向上を図ります。

(3) 部活動検討委員会

部活動に関わる諸問題を解決するために以下の内容について検討します。

ア 部活動の新設・廃止・休部

イ 部活動の運営の在り方(休養日や活動時間など)

ウ 教職員の指導力向上